

10月8日付

政府の統一協会への質問権行使

被害撲滅へ速やかに

全国靈感商法弁連が声明

全国靈感商法対策弁護士連絡会は17日、政府が統一協会に対して宗教法人法に基づく質問権の行使をするとしてこれを受け、新たに被書を生じさせないよう速やかに質問権行使をすむことを求めました。

全国靈感商法対策弁護士連絡会は17日、政府が統一協会に対して宗教法人法に基づく解散請求を行う要件を満たしているとし、速やかに解散請求がされるべきだと強調。政府の質問権行使は時間がかかるとして「統一協会による被書が拡大する」と懸念を示しています。

統一協会について宗教法人法に基づく解散請求を行う要件を満たしているとし、速やかに解散請求に至るものと確信するとして、文化庁総務課への情報提供などを進めると表明。「新たな被書が生じまい」とのよう、「質問権等の行使を速やかに行なう」と求めています。